

災害時における井戸水の給水協力に関する協定書

災害時における生活用水等の給水協力に関し、町田市（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内に地震、またはその他の災害が発生した場合、甲が行う応急給水活動に対し乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 災害時において、乙は甲からの要請に基づき、その所有する井戸より給水可能な範囲で、次に掲げる事項への協力を行うものとする。

- （1）甲が実施する生活用水等の応急給水に関する井戸水の供給
- （2）乙の周辺住民に対する井戸水の供給及び井戸の開放

（井戸の所在）

第3条 甲が乙に要請を求める井戸は、次に掲げるものとする。

所在地 町田市 _____

（要請手続）

第4条 甲は乙に対して協力を要請する場合、要請の理由、要請の内容、協力を要請する期間、その他必要事項を明らかにして要請しなければならない。ただし、状況により急を要する場合は、事後の要請とする。

（給水準備）

第5条 乙は甲の要請を受けた時、可能な限り井戸所在地に赴き、給水の準備に努める。ただし、急を要する場合、また、事情により乙が井戸所在地に赴くことが出来ない時は、甲により訓練指導を受けた者が給水準備を行う。

（標識）

第6条 甲は乙に対して「災害時協力井戸」の標識を交付する。また、乙は市民が所在地を確認しやすい井戸周辺や敷地出入り口付近に、その標識を設置する。

（情報公開）

第7条 甲は井戸の所在地等の情報について、一般に公開するものとする。

(水質検査)

第8条 甲は、当該井戸の水質検査を必要に応じて行う。

(維持管理)

第9条 通常時における井戸の維持管理は、乙の責任において行う。

(費用負担)

第10条 乙の提供による災害時に関する井戸水の給水にかかる費用については、甲の負担とし、その額についてはその都度、甲乙協議の上決定する。

(報告)

第11条 乙は、その所有する井戸水の使用を中止し、または廃止した場合は、その旨を甲に報告するものとする。

(協定期間及び更新)

第12条 この協定期間は、初年度においては協定締結の日から5年後の当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の日から3ヶ月前までに甲乙いずれかから、協定解除または変更の申し出がない限り、1年間延長するものとし、以後もこの例による。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた時は、甲乙協議の上定める。

甲と乙は、本協定書を2通作成し、記名捺印の上、各々1通を保有する。

年 月 日

甲 東京都町田市森野2-2-22

町田市長 石坂 丈一

乙 住所 _____

氏名 _____ (印)